

2020(令和2)年度の活動報告

幹事長 石黒 美幸

1 定期総会及び理事会

2020年7月3日(金)に定期総会を開催し、以下6議案についていずれも可決承認された。

- 第1議案 2019年度活動報告の件
 - 第2議案 2019年度決算報告の件
 - 第3議案 2020年度役員選任の件
 - 第4議案 役員欠員補充または追加選任につき正副本部長に一任する件
 - 第5議案 2020年度予算案の件
 - 第6議案 2020年度活動方針の件
- また、第6議案の今年度の活動方針9項目は以下のとおり。

①全国本部組織強化委員会との合同会議の定期開催及び東京本部の組織率向上、②東京三会会員の弁政連加入率を各会1%増加、③若手会員の新規加入の促進、④立川支部本庁化のための企画や活動の推進、⑤都議会議員との連携を図るとともに、都の行政機関や各市区町村の議員との交流の実施、⑥研修会や講習会の実施検討、⑦東京選出の国会議員との交流充実の方策を検討、⑧議員への要請活動や議員に対する支援活動の内容を検討し、必要な活動の実施、⑨新規加入を促進できるような広報活動の展開

2 弁政連全国本部組織強化委員会と東京本部の合同会議

毎月開催(2020年6月19日、7月17日、8月21日、9月11日、10月21日、11月18日、12月18日、2021年1月22日、2月19日)。活動方針の実現やイベントの企画検討を行った。

3 東京都予算要望ヒアリングへの出席

- ①都民ファーストの会：2020年8月25日
 - ②都議会公明党：同年8月27日
 - ③日本共産党東京都議会：同年8月27日
 - ④都議会立憲民主党・民主クラブ：同年8月28日
- 以下の4事項を要望した。
- ・公立小・中・高校において弁護士による「いじめ防止授業」を実施していくための予算措置を講じていただきたい。
 - ・2020年4月1日施行の「東京都犯罪被害者等支援条例」が目的とする「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図る」ための様々な施策の実施のため、十分な予算措置を講じていただきたい。
 - ・震災関連の予算に関して、これまでの弁護士会による多様な被災者支援活動から確認できた支援の必要性に鑑み各種の措置を講じていた

だきたい。

- ・その他、東京都において今後必要と考えられる4つの政策(自治体窓口における不当要求対応・単身世帯死亡者の引取手のない遺留金等問題・「スマート東京」推進のための個人情報保護と活用・マンション管理適正化法改正等に伴うマンション施策推進事業への弁護士活用)に関する調査・研究(検討)、相談支援体制の整備に関する予算措置を講じていただきたい。
- 4 三会理事者全員、会派執行部への入会勧奨
- 5 新入会員研修における入会勧奨
2021年1月以降オンライン等で実施されている各会の新入会員研修において、安井本部長が説明を行った。
- 6 弁政連東京本部ニュース「スクラム」の第6号の発刊
- 7 東京都議会議員との皇居1周・朝食懇談会の実施
3月9日に実施する予定で準備を進めている。



公明党のヒアリングにて

都議・区議としての最近の活動状況

東京三弁護士会の会員で都議会議員・区議会議員をされている方々に、最近の活動状況等についてご報告いただきました。



バッチを変えて 外に出よう！

港区議会議員 石渡ゆきこ（東京弁護士会）

2020年は忘れえぬ年となりました。いろいろな変化が加速度的に巻き起こり、今後も社会を変えていくでしょう。人間性と知性や理性が真価を發揮すべき時代です。また、個人的には、弁護士があと半歩、社会の先端に進み出て弁護士という職業の可能性を示すことができる時代と感じています。

私は、新61期として東京弁護士会に入会し、消費者問題を専門とする事務所に入所して以後、消費者族として弁護士活動をしました。その後、港区から2019年の統一地方選挙に挑戦し、1票

差で当選。「一票の力」を地でいった経験は、それがビリケツ当選であったにせよ、弁護士冥利に尽きます。

区議会議員としては、保健福祉常任委員会に所属しながら、複数の特別委員会の委員としても活動しています。港区では、令和3年4月の児童相談所開設にむけて制度や新規条例を整備しており、そのさなかに担当委員会で活動できた経験は貴重でした。弁護士会で、子ども分野や福祉分野で活躍される先輩方から、多くの知見やアドバイスをシェアしてもらいながら取り組みました。

また、今年はコロナ禍に見舞われたため、各種助成金や申請の書類相談に追われましたが、これも弁護士議員として充実した経験でした。申請者側に立って相談対応をするだけでなく、制度の隙間や不備について、区の担当者と意見交換を重ね都や国の担当課とも同様の機会があったのは、議員だからです。特に、家賃関係の申請で、弁護士にはおなじみの法定更新の扱いにつき、運用の改善を働きかけた際は、弁護士バッチが頼みでした。このように、バッチを場面場面で変えながら、弁護士議員として活動しています。生活に身近な地方自治体の議員のうち弁護士は、23区では、私ともう一人ですが、議会の役割を考えると、もっと弁護士議員が増えてほしいと思います。



都政における 弁護士の力の意義

東京都議会議員 山田ひろし（第一東京弁護士会）

私は日本とニューヨーク州の弁護士資格を有していますが、2017年の夏に東京都議会議員の任期を頂戴してから3年以上が経過しました。都政では、国より踏み込んで原則屋内禁煙とする受動喫煙対策、待機児童数の7割減少、都内企業のテレワーク導入率約6割突破などのデジタル化の推進、各種事業の見直しによる財源確保の強化、積極的な議員提案条例等による都議会改革など様々な取組を進展させることができました。

弁護士の力が都政において活かされる場面も増えています。都庁職員にも弁護士の方がいらっしゃいますが、加えて、児童相談所や学校支援の場における弁護士の起用、犯罪被害者・ご家族を支援する犯罪被害者等支援条例も新たに制定されました。新型コロナ対策においても、差別や雇用、中小企業支援における弁護士の関与など、これまで以上に弁護士の専門性が都政において活かされており、ご協力頂いている弁護士の皆様

には心より感謝申し上げます。

新型コロナ対策に関しては、政治・行政の場で前例のない判断・対応求められる場面が増えています。そこでは、雰囲気や空気で判断するのではなく、現状の課題・論点を整理した上で、事実・データに基づき、論理的かつ現実的な対策を打ち出すことが求められています。この力は、弁護士の持つ本質的な力そのものです。しかも、新型コロナ対策では自治体ごとに感染状況が異なるため、政府による一元的な対応とは異なる、自治体独自の迅速な判断・対応が求められています。都政をはじめとする地方政治・行政の場に、今ほど弁護士の力が求められている時期はありません。

日本弁護士政治連盟東京本部の皆様

には、法教育・いじめ・防災・国際仲裁に至るまで、常日頃から様々な課題について意見交換・ご要望を頂戴しており、

都政に極めて大きな貢献をして頂いております。多くの弁護士の皆様から引き続きのご指導を頂けますよう、何卒宜しく

お願い致します。



都政に弁護士の強みを 発揮

東京都議会議員 岡本こうき (第二東京弁護士会)

2017年7月に東京都議会議員に当選し、早くも4年の任期が終わりに近づいています。略歴や当選時の抱負はスクラム Vol.3 をご参照ください。これまで弁護士兼都議会議員として、また都議会最大会派・知事与党「都民ファーストの会」所属の議員として、大変遣り甲斐ある活動を行って参りました。本稿では、弁護士としての知識・経験・法解釈能力が特に発揮された議員活動を振り返ります。

1 条例制定

- ◆東京都子どもを受動喫煙から守る条例：当職が中心となり条文起草し、議員提案条例として成立。福山市、大阪府、兵庫県、名古屋市、寝屋川市にも波及。
- ◆東京都受動喫煙防止条例：国の健康増進法改正に上乘すべき内容を当職が知事に提言し、「働く人」を守る観点から、従業員を使用す

る都内飲食店の受動喫煙対策が強化された。類似の条例が千葉市、埼玉県、秋田県でも制定される。

- ◆東京都子供への虐待の防止等に関する条例：民法822条の懲戒権との関係で国が二の足を踏む中、都は国に先んじて「体罰禁止」を条例で明定した。
- ◆オリンピック憲章人権尊重条例：ヘイトスピーチ解消やLGBT 性的マイノリティへの差別禁止を図る。
- ◆東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正案：当職において感染症法及び新型インフルエンザ特別措置法と実務上の課題を検討し、法を補うため、行政罰(過料)等を導入する条例案を策定した。2020年12月現在、実現には至らないものの、法改正の必要性を世に問うた。

2 政策提言

児童相談所の弁護士配置の強化、一時保護所における子供への管理主義的な体制の是正、児童養護施設と弁護士との連携、学校における弁護士による「いじめ防止教育」の拡充、離婚後の養育費の立替・回収確保、ネオニコチノイド農薬問題、海洋プラスチック問題、「障害者差別解消条例」に基づく合理的配慮の普及、医療的ケア児の保育拡大、「東京都犯罪被害者等支援条例」に基づく支援拡充、「ソーシャルファーム条例」に基づく受刑出所者の就職、再犯防止、などに引き続き取り組んで参ります。

3 弁護士会と都政との懸け橋

弁護士会や日弁連は、法的知識や専門的経験が集積する巨大なシンクタンクともいべき存在であり、当職は弁護士と政策との懸け橋として活動し、都民生活の向上に尽力して参ります。また、国政が民意を十分に反映できていない課題には、東京都が先駆的に取り組むべきであり、都議会議員の役割は非常に大きいと感じています。

弁政連と私

72期の会員に、弁政連に加入した理由について寄稿していただきました。

72期 金子周悟 (東京弁護士会)



私が弁政連の活動を知ったのは、法科大学院のエクスターンシップでお世話になった先生が弁政連の活動に積極的に参加されていたことがきっかけでした。その後も、東京三弁護士会修習生就職合同説明会で設置された弁政連のブースで国会議員政策担当秘書をされている先生からお話を伺う機会があり、立法

の現場で弁護士が法的な知見を活かして活動する意義を知りました。

これらの機会を通して、「法の担い手である弁護士と法の作り手である国会の架け橋となる」という理念に共感し、弁政連に入会することとしました。弁政連は、新人弁護士にとってありがたいことに、弁護士登録後5年未満の会員の

会費が無料で、新人が加入しやすい環境が整えられています。今後とも、多くの若手会員とともに、弁政連の活動を通してより良い社会の実現に寄与したいと考えています。

入会のご案内

- ◇日本弁護士政治連盟（略称「弁政連」）は、政治資金規正法第3条の「政治団体」です。日弁連の政策を、国会議員や政党の理解と支持を得つつ、立法というかたちで実現していく幅広い活動を行っています。「政治資金団体」と異なり、特定の政党を支持するものではありません。
- ◇弁政連は、任意に加入した弁護士の会員のみで組織され、運営は原則として会員の会費によって行われています。
- ◇弁政連には、都道府県単位の支部があり全国で活動しています。東京三弁護士会の方のためには、日本弁護士政治連盟東京本部が設立されています（略称「弁政連東京」）。弁政連の会員となると、弁政連東京の会員ともなって頂くことになります。
- ◇弁政連の会員の会費は年間1万円です。これに、弁政連東京の年会費として別に5千円が必要です。合計1万5千円の年会費となります。ただし、**弁護士登録5年未満の会員は「無料」**です。

日本弁護士政治連盟入会申込書

私は、日本弁護士政治連盟東京本部
日本弁護士政治連盟 に入会したく申し込みます。

令和 年 月 日

日本弁護士政治連盟東京本部 行
日本弁護士政治連盟

申込者

【 氏 名 】

【所属弁護士会】 東京弁護士会 ・ 第一東京弁護士会 ・ 第二東京弁護士会

【 登 録 番 号 】

申し込まれた方には、会費納入のための「預金口座振替制度のご案内」を送付いたしますので、速やかに手続きをお願いします。手続きをとっていただくと、年間1万5千円が自動引落としになります。弁護士登録5年未満の会員の方には、登録5年経過後に同ご案内をご送付させていただきます。

FAX 送信先 **03-3580-9976**

あとかぎ

弁政連は全国のほとんどの単位会に支部を設置し、各支部はそれぞれ独自の活動を行っています。東京本部は東京三会が結束し、弁政連の中核として政党・政治家に働きかけ、日弁連の政策課題実現のために活動しています。また都・市・区等の自治体等と連携活動や任期付公務員の採用拡充を首長・地方議員に働きかけています。是非、弁政連にご入会いただき、広い視野に立ち、我われと一緒に活動しましょう。

（本部長 安井規雄）